

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業
事業者選定基準

令和5年6月

富山市

目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 設置等予定者の選定概要.....	1
(1) 設置等予定者選定方式.....	1
(2) 設置等予定者の選定方法と選定の体制.....	1
3. 審査の手順.....	3
4. 第一次審査.....	4
(1) 法に示す基準との適合性の確認.....	4
(2) 提案価格の確認.....	4
5. 第二次審査.....	4
6. 最優秀提案者の選定.....	6
7. 設置等予定者の決定.....	6

添付資料

別紙 定量化審査の評価基準

1. 本書の位置づけ

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業事業者選定基準（以下「選定基準」という。）は、都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に基づき、富山市（以下「本市」という。）が公募設置管理制度（Park-PFI）により呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業（以下「本事業」という。）を実施する設置等予定者を選定するための方法及び評価の基準等を示すものであり、応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「公募設置等指針」と一体のものである。

2. 設置等予定者の選定概要

(1) 設置等予定者選定方式

本事業を実施する事業者には、公募対象公園施設等を設置し、その後の管理運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、設置等予定者の選定方法は、価格に加え、本市の要求するサービス水準との適合性並びに管理運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価することとし、法第 5 条の 4 第 2 項に基づき、2 段階で実施する。

(2) 設置等予定者の選定方法と選定の体制

設置等予定者の選定は、法第 5 条の 4 第 2 項に基づき第一次審査及び第二次審査の 2 段階で実施する。

第一次審査においては、法第 5 条の 4 第 1 項に基づき応募者により提出されたすべての公募設置等計画等について、下記の 3 点について本市が審査を行う。なお、第一次審査の結果は、応募者の資格要件等のみを審査し、第二次審査における評価には反映させないこととする。

ア 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査する。

イ 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査する。

ウ 公募設置等指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が公募設置等指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は、次項のとおり。

- ・ 公募設置等計画が、公募設置等指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・ 記載すべき事項が示されていること
- ・ 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

第二次審査においては、第一次審査にて法第5条の4第1項の基準に適合していると判断された公募設置等計画等についてのみ審査することとし、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査は、本市が設置した学識経験者等で構成する呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が応募者から提出された公募設置等計画の定量化審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に選定結果を報告する。

本市は、選定委員会からの報告を受けて、設置等予定者を決定する。

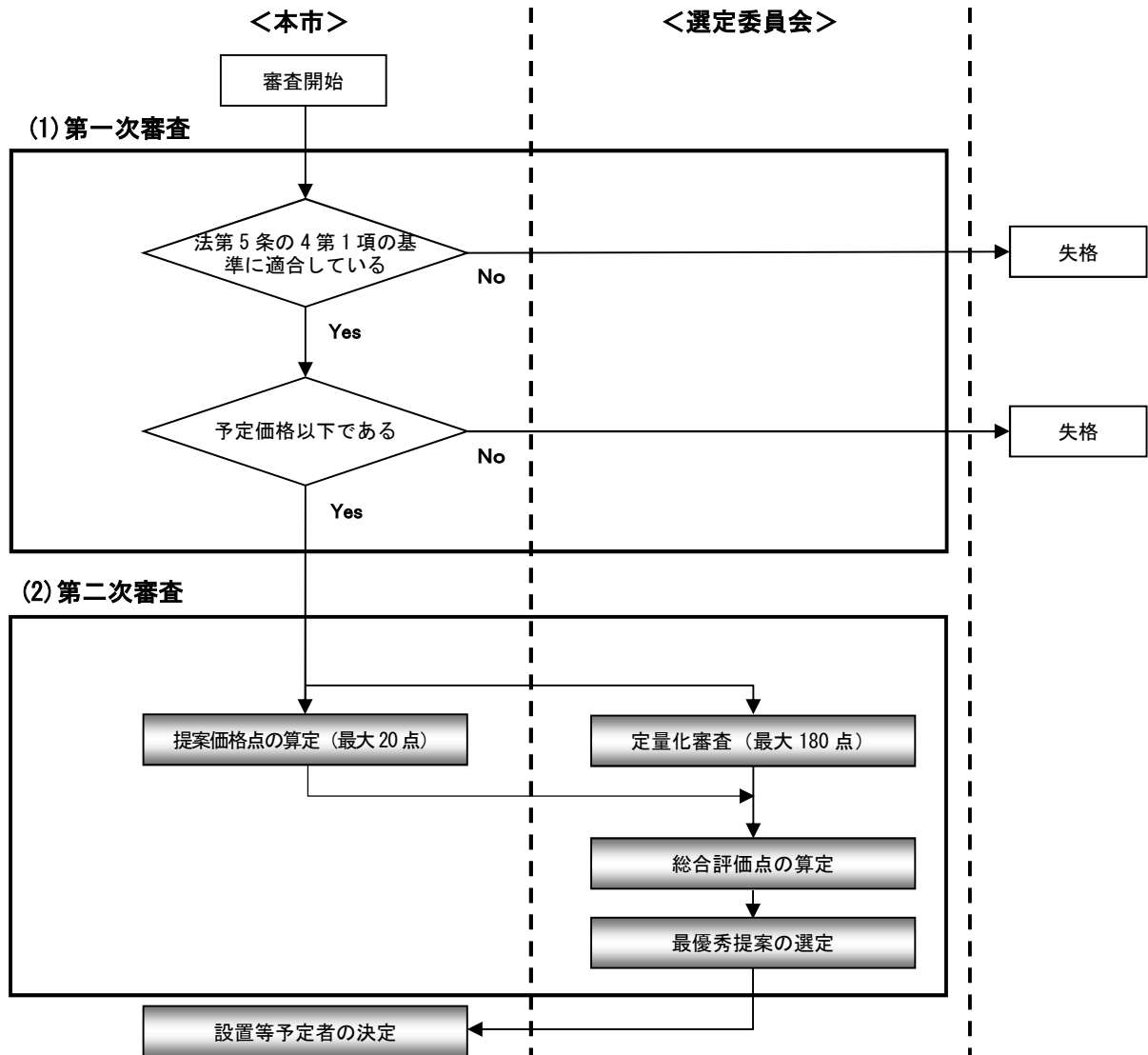
なお、選定委員会の委員は、以下のとおりである。

【選定委員会 委員】

役職	氏名	所属
委員長	中村 和之	富山大学 学術研究部（社会科学系） 教授
委員	久保田 善明	富山大学 学術研究部（都市デザイン学系） 教授
委員	片桐 由希子	金沢工業大学 工学部環境土木工学科 准教授
委員	美濃部 雄人	富山市 副市長
委員	狩野 雅人	富山市 建設部長

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 第一次審査

(1) 法に示す基準との適合性の確認

本市は、応募者又は応募グループから提出された公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に掲げる基準との適合性について審査し、適合していない場合は失格とする。

(2) 提案価格の確認

本市は、応募者又は応募グループから提出された公募設置等計画等に記載された提案価格が予定価格以下かどうかを確認し、提案価格が予定価格を超えている場合は失格とし、定量化審査の対象としない。

5. 第二次審査

① 提案内容の得点化方法

第一次審査において適格とみなされた提案について、選定委員会において定量化審査を行う。

定量化審査は、応募者又は応募グループの提案内容について、以下に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。定量化審査は最大180点とし、その内訳は「別紙 定量化審査の評価基準」に示す。なお、定量化審査に基づく得点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第3位を四捨五入するものとする。

また、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

【得点化方法】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して、特に優れている	配点×1.00
B	各審査項目に関して、優れている	配点×0.75
C	各審査項目に関して、やや優れている	配点×0.50
D	各審査項目に関して、優れている点はあまりない	配点×0.25
E	各審査項目に関して、優れている点はない (要求水準と同等)	配点×0.00

② 提案内容の定量化審査

定量化審査においては、提案書の各様式に記載された内容を対象に、以下の表に示す審査項目ごとに得点を付与する。

【審査項目と評価の方向性】

※「別紙 定量化審査の評価基準」参照

③ 提案価格の定量化審査

提案価格点（最大 20 点）については、提案価格に対して、次式により算定する。提案価格点の計算に当たっては、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

【算定式】

提案価格点 = 【整備費】の評価点 + 【管理運営費】の評価点

① 【整備費】の評価点（最大 15 点）

= 15 点 × （最低提案整備費 / 当該事業者の提案整備費）

② 【管理運営費】の評価点（最大 5 点）

= 5 点 × （最低提案管理運営費（事業期間） / 当該事業者の提案管理運営費（事業期間））

※管理運営費（事業期間）は、事業者が提案する使用料（事業期間）を差し引いた金額とする。

④ ヒアリングの実施

選定委員会は、基礎審査を通過した提案者について、提案内容についてのヒアリングを実施することがある。ヒアリングの開催要領については、別途提案者に通知する。

6. 最優秀提案者の選定

提案内容及び提案価格の定量化審査による得点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

【算定式】

$$\text{総合評価点 (200 点満点)} = \text{提案内容点 (180 点満点)} + \text{提案価格点 (20 点満点)}$$

7. 設置等予定者の決定

本市は、第二次審査の結果に基づいて選定委員会により選定された最優秀提案を踏まえ、設置等予定者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点と同点の時）は、提案内容点が最も高い者を設置等予定者とする。